

# 社会総がかりで行う高校生留学促進事業

## 補助事業

平成26年度予定額 291百万円

### 高校生留学促進事業

※実施主体:都道府県

222百万円

地方公共団体や学校、高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加、もしくは個人留学する者(個人留学は長期のみ)に留学経費を支援する。なお、短期留学は原則、学校単位での応募とする。

- 支援金額 : 長期(原則1年間)1人30万円×300人 短期(原則2週間以上1年未満)1人10万円×1,300人(新規)

### グローバル人材育成の基盤形成事業

69百万円

#### ①グローバル語り部の派遣

21百万円

※実施主体:都道府県

かつての帰国生や留学経験者、海外勤務経験者、国際機関等の勤務経験者を留学フェア等や小・中・高校等へ派遣し、体験講話の機会を設け、子供たちの国際的視野の涵養を図る。

また、都道府県内にコーディネーターを配置し、グローバル語り部の派遣に関する関係機関との調整や、留学に関する各種相談に応じる。



留学フェア等や学校に派遣

#### ②異文化理解ステップアップ事業

31百万円

※実施主体:民間団体

日本語を学ぶ外国人高校生を、高校生の留学・交流を扱う民間団体を通じ、日本の高等学校に短期招致することにより、受入先の高校生の異文化体験や相互コミュニケーション、学校教育における国際交流等の機会を確保する。

- 対象:115人(前年度同)、通訳なしで高校生等とコミュニケーションが取れる程度の日本語能力を有する者。

受入学校以外での外国人高校生との交流の場の確保

#### ③留学フェア等の開催

※実施主体:都道府県

17百万円

高校生留学等を推進するためのフェアを各都道府県内で開催し、安心・安全な留学への関心を喚起し、留学への機運を醸成とともに、留学後の進路を見据えた大学フォーラム、キャリアフォーラムを開催する。

【メニュー例】

- 高校留学や海外大学進学に関する情報を有する民間団体等による留学相談
- 各国大使館による外国の魅力の紹介
- 国際化に力を入れる大学とのマッチング
- 企業のリーダーによる講義 等

## 予算外の取組

- 民間(企業・個人)からの留学支援金の寄付促進
- 各都道府県の留学支援又は留学環境整備に対する取組への助言 等

# 国立大学改革の推進について

- 平成26年度予算は、「国立大学改革プラン」策定後の初の予算であることを踏まえ、厳しい財政事情の下、必要な予算の確保に最大限努力。その結果、対前年度332億円（3.0%）増の1兆1,309億円を計上。
- 改革加速期間中に、各大学の強み・特色を最大限に生かした機能強化をスピード感をもって推進していくことができるよう平成26年度予算において、改革を実行するため、必要な経費を計上。
- 具体的には、国立大学の機能強化を推進するため、教育研究組織の再編成や人事・給与システムの弾力化を通じて、グローバル化やイノベーション創出、年俸制の本格導入に取り組む大学を重点支援するため、77億円を新規に計上。
- 各国立大学の具体的な改革構想をさらに加速化するための国立大学改革促進事業についても対前年度増額（1億円）を確保。
- 国立大学法人関係予算合計 1,097,686百万円 → 1,130,868百万円（33,182百万円（3.0%）増）

## 1. 国立大学法人運営費交付金 平成26年度予定額：1,112,268百万円（平成25年度予算額：1,079,186百万円）

[復興特別会計：705百万円]

（対前年度33,082百万円（3.07%）増）

安定的・継続的に教育研究活動を実施できるよう、各大学等の財政基盤をしっかりと支えるために必要な大学運営の基盤的経費を確保。  
(主な内容)

- ・国立大学の授業料減免等の拡大（免除対象人数 5.2万人→5.4万人（0.2万人増））
- ・「国立大学改革プラン」等を踏まえ、国立大学の機能強化を推進するため、教育研究組織の再編成や人事・給与システムの弾力化を通じて、世界水準の教育研究活動の飛躍的充実や各分野における抜本的機能強化及びこれらに伴う若手・外国人研究者の活躍の場の拡大、また、年俸制の本格的な導入に取り組む大学に対して重点配分。
- ・世界の学術フロンティアを先導する国立大学等における国際研究力の強化。 等

## 2. 国立大学改革強化推進補助金 平成26年度予定額：13,800百万円（平成25年度予算額：14,000百万円）

（対前年度 200百万円（1.42%）減）

「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を超えた教育研究組織の再編成に向けた取組や人事の新陳代謝などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援。

## 3. 国立大学改革基盤強化促進費 平成26年度予定額：4,800百万円（平成25年度予算額：4,500百万円）

（対前年度 300百万円（6.67%）増）

国立大学の機能の強化に結実する各大学の改革構想の実現のため、基盤的設備や最先端設備の整備など基盤強化の観点から重点支援。

# 平成26年度私学助成関係予算案の概要

平成26年度予定額:435,737百万円 (3,823百万円増)

## 私立大学等経常費補助 318,399百万円(884百万円増)

建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。

### (1)私立大学改革総合支援事業 (下記の一般補助及び特別補助の内数) (14,400百万円)

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。

### (2)一般補助 (276,202百万円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。

### (3)特別補助 (42,197百万円)

我が国の成長を支える人材育成の取組等の重点的支援、授業料減免等の充実を図る。

- ・大学等の国際交流の基盤整備への支援
- ・社会人の組織的な受入れへの支援
- ・授業料減免等や学内ワークスタディの充実 等

### 〔復興特別会計〕 (4,733百万円)

被災学生の授業料減免等や被災地にある大学の安定的教育環境の整備への支援。

## 私立大学等教育研究活性化設備整備事業 4,600百万円(100百万円増)

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、設備環境の整備を通じ支援する。

### ○私立大学等改革総合支援事業 (4,600百万円)

私立大学等経常費補助と同じ。

※ この他、災害復旧関係費 461百万円

## 私立高等学校等経常費助成費等補助 104,040百万円(1,826百万円増)

私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対し補助する。

### (1)一般補助 (89,891百万円)

各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援。

### (2)特別補助 (11,436百万円)

各学校の特色ある取組を支援。

- ・教育の国際化の推進、教育相談体制の整備、特別支援教育に係る活動の充実、学校安全の推進、授業料減免事業
- ・幼稚園における預かり保育、障害のある幼児受入れ 等

### (3)特定教育方法支援事業 (2,713百万円)

特別支援学校など特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援。

## 私立学校施設・設備の整備の推進 8,698百万円(1,013百万円増)

建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。

### (1)耐震改築事業【新規】(6,046百万円)

学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、耐震性能が著しく低い建物や技術的に補強を行うことが困難な建物に対する耐震改築(建替え)事業を創設。

### (2)教育・研究装置等の整備 (2,652百万円)

### (3)私立大学等改革総合支援事業 (上記の内数)

私立大学等経常費補助と同じ。

### 〔財政融資資金〕 (36,700百万円)

### 〔復興特別会計〕 (4,957百万円)

特に緊急性の高い校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策を支援する。

## 幼児教育に係る保護者負担の軽減（無償化に向けた段階的取組） (幼稚園就園奨励費補助)

(平成25年度予算額	23,538百万円)
平成26年度予定額	33,905百万円
(対前年度	10,367百万円増)

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。

平成26年度については、幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図ることとし、「幼稚園就園奨励費補助」において低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行う。

### ※幼稚園就園奨励費補助

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する。(補助率：1／3以内)

## 1. 低所得世帯の保護者負担軽減

保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にする。

(無償となるよう、保育料の全国平均単価「公立：79,000円、私立：308,000円」まで補助を可能にする。)

(階層区分) (26年度)

【公立】生活保護世帯 79,000円 (59,000円増) **保護者負担を無償**

市町村民税非課税世帯、

市町村民税所得割非課税世帯(年収約270万円まで) 20,000円 (前年度同額)

### 【私立】

第Ⅰ階層： 生活保護世帯 308,000円 (78,800円増) **保護者負担を無償**

第Ⅱ階層： 市町村民税非課税世帯 199,200円 (前年度同額)

(市町村民税所得割非課税世帯を含む) (年収約270万円まで)

第Ⅲ階層： 市町村民税所得割課税額 115,200円 (前年度同額)

(77,100円以下)世帯 (年収約360万円まで)

第Ⅳ階層： 市町村民税所得割課税額 62,200円 (前年度同額)

(211,200円以下)世帯 (年収約680万円まで)

※ 金額は、第1子の場合の補助単価(年額)

※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

## 2. 多子世帯の保護者負担軽減の拡充

保育所と同様に、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃する。

### ●幼稚園に同時就園している場合

第2子 0.5 (所得制限を撤廃)

第3子以降 0.0 (所得制限を撤廃済)

### ●小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

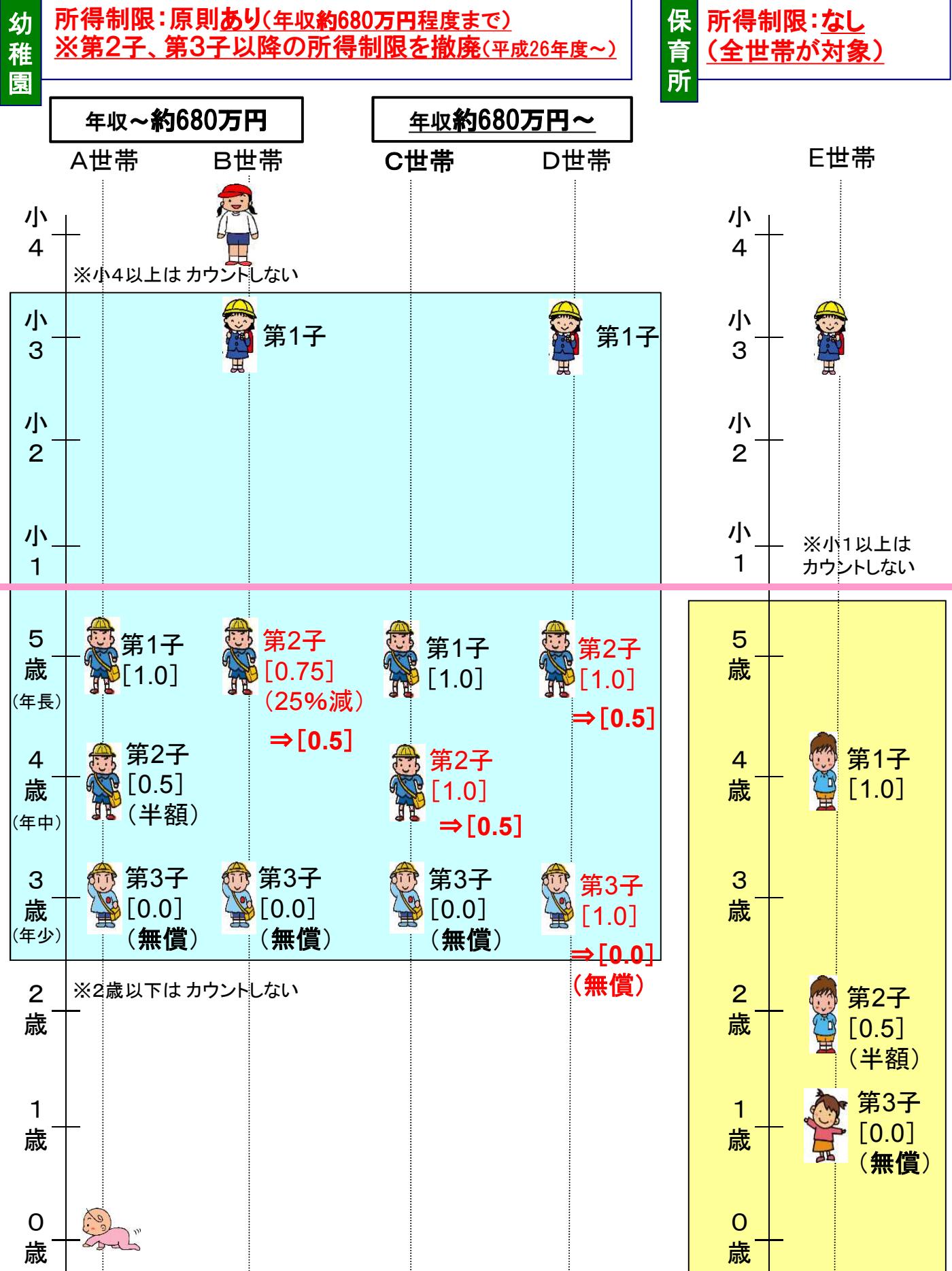
第2子 0.75 → 0.5 (保護者負担を半額、所得制限を撤廃)

第3子以降 0.0 (所得制限を撤廃)

※ 数値は、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の概ねの保護者負担割合である。

※ 無償となる保育料の上限は、保育料の全国平均単価(公立：79,000円、私立：308,000円)。

# 多子世帯の保護者負担の軽減(幼稚園と保育所との比較)



※ [ ]内の数値は、第1子の保護者負担額を[1.0]とした場合の負担割合。

※幼稚園の第1子は所得制限あり。

# 高等学校等就学支援金等

## 1. 高等学校等就学支援金等

### 趣 旨

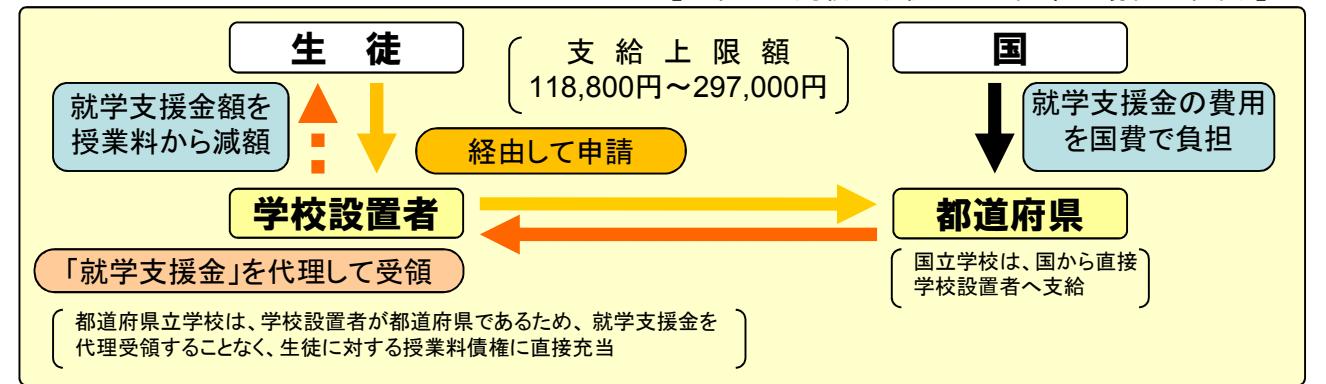
高等学校等に在籍する生徒等に対して高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する。

### 制度概要

- 対象となる高等学校等の範囲は、国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くもの（専修学校高等課程、各種学校である外国人学校、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの）
- 高等学校等に在籍する生徒に対して、高等学校等就学支援金として授業料について一定額（118,800円）を助成（学校設置者が代理受領）することにより、教育費負担の軽減を図る。
- 受給資格要件として所得制限を設け、保護者等の年収が910万円\*以上（市町村民税所得割額304,200円以上）の世帯の生徒については、就学支援金を支給しない。
- 私立高等学校等に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額を1.5～2.5倍した額を上限として助成する。

年収250万円*未満程度（市町村民税所得割 非課税）	297,000円（2.5倍）
年収250～350万円*未満程度（市町村民税所得割額 51,300円未満）	237,600円（2.0倍）
年収350～590万円*未満程度（市町村民税所得割額 154,500円未満）	178,200円（1.5倍）

【\*年収は両親と子供2人の世帯の場合の目安】



## 2. その他の高校生等への修学支援

### (1) 海外の日本人高校生への支援

海外の日本人学校等に通う日本人高校生についても、広く高等学校段階の学びを支援する観点から、就学支援金に相当する額を支給する。

### (2) 学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の高等学校等就学支援金支給期間36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行う（補助率 10／10）。

### (3) 家計急変世帯への支援

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に対し、都道府県が授業料減免による緊急の支援を行う場合、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同様の支援を行うために必要な経費を補助する（補助率 1／2）。

# 高校生等奨学給付金の概要

(平成26年度予定額 2,804百万円【新規】)

## 概 要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を創設し、都道府県に対して所要額を交付する(補助率1/3)。

## 支給要件

- 非課税世帯(特別支援学校高等部の生徒を除く)
- 就学支援金支給対象である学校(高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1~3学年)、専修学校(高等課程)等)に在学している者
- 平成26年度入学者から学年進行で実施

## 支 給 額

### ○ 生活保護受給世帯(通信制に在学する者を除く)

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 32,300円(年額)
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 52,600円(年額)

※支給額の考え方：修学旅行費相当額

### ○ 第1子の高校生等がいる世帯

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 37,400円(年額)  
(通信制に在学する者は、27,800円(年額))
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 38,000円(年額)  
(通信制に在学する者は、28,900円(年額))

※支給額の考え方：教科書費、教材費、学用品費、通学用品費相当額  
(通信制は、教科書費、教材費、学用品費相当額)

### ○ 23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 129,700円(年額)  
(通信制に在学する者は、36,500円(年額))
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 138,000円(年額)  
(通信制に在学する者は、38,100円(年額))

※支給額の考え方：教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費相当額  
(通信制は、教科書費、教材費、学用品費相当額)

# (独)日本学生支援機構 奨学金事業の充実

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念する事がないよう、安心できる環境を整備することが重要。このため、①無利子奨学金の貸与人員を増員するとともに、日本人学生の海外留学のための奨学金制度の充実、②真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置の充実を図るなど、奨学金制度の改善充実を図る。

平成26年度予定額 貸与人員： 140万9千人  
事業費総額： 1,174,476百万円

## 無利子奨学金の貸与人員の増員

◇低所得世帯の学生等へ無利子奨学金を貸与するため、貸与人員の増員等を図るとともに、将来グローバルに活躍する日本人学生等が海外留学をする際の負担を軽減するため、海外留学のための奨学金制度の充実を図る。

## <貸与人員>

無利子奨学金 45万2千人（2万6千人増※）、（有利子奨学金 95万7千人（6万人減））

※うち新規貸与者の増員分 1万2千人（うち被災学生等分 4千人）

## 真に困窮している奨学金返還者の救済

◇延滞金融課率の10%から5%への引き下げ※、経済困難を理由とする返還期限猶予制度の制限年数の5年から10年への延長、返還期限猶予制度等の適用基準の緩和、延滞者への返還期限猶予制度の適用を通じ、真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置を一層講じる。

※平成26年4月以降に生じる延滞金から適用

区分	無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸与人員	45万2千人（2万6千人増）	95万7千人（6万人減）
事業費	306,758百万円（15,594百万円増）	867,718百万円（39,285百万円減）
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金	一般会計・復興特会（政府貸付金） 74,421百万円 【うち復興特会 6,794百万円】	財政融資資金 859,600百万円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
学力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
貸与基準 家計	・907万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ・300万円以下 【所得連動返還型】	1,223万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返還方法	・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入（年収300万円）を得るまでは返還期限を猶予 【所得連動返還型】	卒業後20年以内（元利均等返還）
貸与利率	無利子	上限3%（在学中は無利子） 学生が選択（平成25年11月現在） 利率見直し方式 (5年毎)0.20%
		利率固定方式 0.89%

# 2020スポーツ戦略プラン

(新規)

平成26年度予定額：2,514百万円

## 戦略的スポーツ国際貢献事業

これまでのスポーツ交流に関する知見と実績を踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催国として、IOCや世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値をさらに高めようとする国際的な取組に貢献するため、「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムに取り組む。

### ①スポーツ・アカデミー形成支援事業

IOC、JOC、NOC、体育・スポーツ系大学等が連携して、オリンピズムの普及とスポーツ医科学研究の推進を図るため、IOC関係者等を外国人教員・研究員として招聘、各国のスポーツ指導者の受け入れ・養成を行う中核拠点を構築する。



### ②戦略的二国間スポーツ国際貢献事業

青年海外協力隊等と連携し、学校体育カリキュラム等の策定支援など、途上国のスポーツ環境の整備に協力する。  
官民連携協力によるスポーツの国際協力コンソーシアムを構築し、各国の協力要請に迅速かつ的確に対応する。



### ③国際アンチ・ドーピング強化支援事業

・世界の製薬企業等との連携を強化したネットワーク形成のためのスタッフをWADAに配置し、薬物ガイドラインの策定に協力・貢献するとともに、薬剤データベースの構築、国際シンポジウム・セミナー等の共同開催を進める。  
・アジアのドーピング防止活動の発展を促進するため、「アジアドーピング防止基金」に対し資金を拠出する。



## 2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト

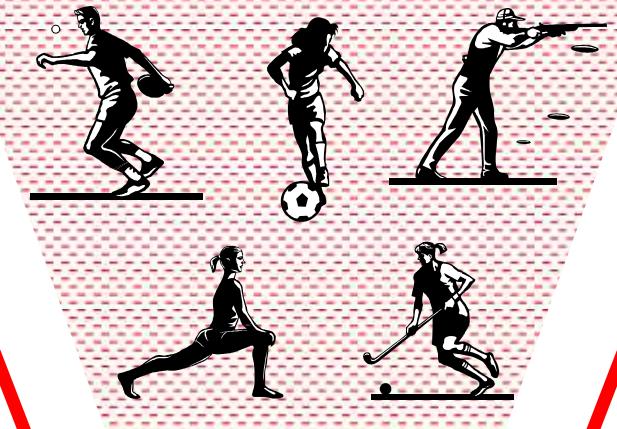
2020年オリンピック東京大会において活躍が期待される年代の競技者に対する特別育成・強化プロジェクトを実施することにより、金メダルランキング世界3～5位を目指す。

### ①ジュニア競技者の育成・強化

競技団体の育成・強化戦略に基づき国内合宿・海外遠征等を実施する。

### ②ジュニア・ターゲットスポーツの育成・強化

日本人が本来得意とし、将来メダル獲得の可能性のある競技種目を対象に、スポーツ医・科学・情報等を活用した集中的な育成・強化を行う。



### ③タレント発掘・育成コンソーシアム

大学・自治体・競技団体等で構成するコンソーシアムにより、全国各地のタレントを効果的に発掘・育成する。

# 文化芸術による子供の育成事業

(25年度予算額 4,784百万円)  
26年度予定額 5,102百万円

## 文化芸術は、子供たちの育成に大きな力となる。

- 一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することは 子供たちの豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う上で大きな効果。
- 芸術家を教育現場に派遣して行う対話や創作、表現に係る体験活動は、子供たちの思考力・判断力・表現力等の向上や、自己肯定感、社会性、責任感等の育成に大きな効果。

- 義務教育期間中の子供たちに対し、国として、質の高い文化芸術に触れる機会を、2回（「現代実演芸術」「伝統芸能」各1回）提供する。【平成26年度】（平成25年度は1、8回）
- より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への働きかけなどを行う。将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。

### 1 巡回公演事業

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施。
- 事前に児童・生徒が自ら参加する体験型の活動（ワークショップ）を実施。
- 合同開催を奨励し、効率的に多くの児童・生徒に実演芸術の鑑賞・体験機会を提供。

- 公演種目 14 種目
- 巡回公演数 1,800 公演程度



### 2 芸術家の派遣事業

- 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。
- 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。

- 学校公募型 1,400 件程度
- NPO法人等提案型 1,000 件程度



### 3 コミュニケーション能力向上事業

- 学校において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。
- 芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。
- 創作や小集団での話し合い等のプロセスを重視。

- 学校公募型 100 件程度
- NPO法人等提案型 100 件程度



豊かな創造力・想像力を養う

思考力やコミュニケーション能力など  
社会人としての素養を身につける

将来の芸術家や観客層を育成し、  
優れた文化芸術の創造につなげる